

平成31年度所沢市農業委員会通常総会議事録

開催日時	平成31年4月19日 午後4時～5時					
開催場所	所沢市役所大会議室					
議案	議案第1号 平成30年度所沢市農業委員会事業報告について					
	議案第2号 平成31年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画(案)について					
	議案第3号 平成32年度農林業関係税制改正要望事項(案)について					
	議案第4号 平成31年度所沢市農業施策に関する要望(案)について					
出席委員	1番	池田 正巳	2番	二上 英一	3番	内野 喜昭
	4番	池田 稔	5番	木下 信夫	6番	斉藤 博之
	7番	川口 浩	8番	西海 静夫	9番	山田 茂美
	10番	野村 與志次	11番	石井 進	12番	田中 唯喜
	13番	本橋 与志喜	15番	小林 澄子	16番	福原 浩昭
欠席委員	14番	新井 祥穂	17番	町田 健		

農業委員会事務局により進行。池田会長職務代理により開会、西海会長のあいさつ後、西海会長が議長に就任し議事を進めた。

議長： 議席番号14番の新井祥穂委員、議席番号17番の町田 健委員から欠席の連絡がありましたので報告いたします。

本日の議事録署名委員に議席番号6番の斉藤博之委員、議席番号7番の川口 浩委員を指名します。

議案第1号 平成30年度所沢市農業委員会事業報告について

議長： 「議案第1号 平成30年度所沢市農業委員会事業報告について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 平成30年度所沢市農業委員会事業報告について」、ご説明いたします。

「1 会議の開催状況」です。「(1) 通常総会」は、4月13日に開催し、4議案を審議しました。「(2) 総会」は、毎月1回開催し、農地法の規定による許可申請等について審議しました。「(3) 農地利用最適化推進会議」は、年6回偶数月に開催し、農地利用状況調査や農業者年金加入推進活動等について審議しました。「(4) 地区打ち合わせ」は、毎月1回3地区において開催し、農地利用最適化推進活動や農地転用・利用権設定等の総

会議案等について打ち合わせました。8月・12月・3月は合同で実施しました。

「2 会議・研修視察開催状況」は、農業委員会入間地方協議会や埼玉県農業会議等が開催する各種会議・研修会等に出席しました。

「3 要望活動」は、「平成31年度農林業関係税制改正要望事項」を埼玉県農業会議会長へ提出しました。平成30年4月13日に所沢市長に「平成30年度所沢市農業施策に関する要望書」を提出しました。

「4 農地移動状況」です。「(1) 農地法第3条許可(権利区分別)」は20件を許可しました。「(2) 農地法第3条許可(理由別)」に20件を理由別にまとめました。「(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出」は44件でした。「(4) 農地法第4条届出・許可」は61件でした。

「(5) 農地法第5条届出・許可」は190件でした。「(6) 農地法施行規則該当転用届出」は4件でした。「(7) 農地法第4条届出・許可(用途別)」に61件を用途別にまとめました。「(8) 農地法第5条届出・許可(用途別)」に190件を用途別にまとめました。「(9) 各種証明等事務処理状況」は、発行した証明書等を種類別にまとめました。合計274件の証明を発行しました。

「5 各種事業実施状況」です。「(1) 農地利用状況調査」は、平成30年度農地利用状況調査結果を地区別にまとめました。全体の是正率は84.4%でした。「(2) 農業者年金の加入・受給状況」は、平成30年度は8名が新規に加入しました。加入促進活動としては戸別訪問や広報活動を実施しました。「(3) 農地サポート事業」は、平成30年度は26件の契約が成立し、82,195.97㎡を流動化しました。「(4) 農業機械情報登録事業」は、平成30年度は登録が1件、成立が1件でした。

議案第1号の説明は以上です。

議長： 「議案第1号 平成30年度所沢市農業委員会事業報告について」質疑に入ります。議案第1号は報告事項ですので、お目通し願います。質問・意見はありますか。

委員： 異議なし。

事務局： 採決に入ります。採決は所沢市農業委員会総会会議規則第10条の規定により、挙手により行います。議案第1号につきまして、原案どおり賛成の委員は挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 議案第1号につきましては、全会一致により原案どおり決定といたします。

議案第2号 平成31年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画(案)について

議長： 「議案第2号 平成31年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画(案)について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 平成31年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画(案)について」、ご説明いたします。

平成28年4月に農業委員会等に関する法律が改正・施行され、農業委員の選出方法が公職選挙法に基づくものから、市町村長が議会の同意を得て任命する方法に見直しが行われました。また、新たに農地利用最適化推進委員制度が創設され、農業委員会の役割として「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な事務として位置づけられ、より一層担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を図ることになるなど、農業委員会の果たす役割はますます大きくなっています。

当委員会においても、平成29年7月から新制度による農業委員の任命及び農地利用最適化推進委員を委嘱し、新たな体制に移行しました。

こうした中、当市の農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、農業従事者の高齢化をはじめ、後継者や担い手の不足、遊休農地の増加など、多くの課題を抱えています。

当委員会では、国に先がけ「所沢市農地サポート事業」を創設し、遊休化した農地や遊休化するおそれのある農地を中心に農地中間管理事業の対象とならない農地の流動化や利用集積に積極的に取り組み、多くの実績を積み重ねてきたところですが、農地の出し手の要望には十分に答えきれていない状況にあります。これらの農地については、農地サポート事業をさらに充実させ貸借や売買を促進するとともに、意欲ある新規就農者の育成・確保・支援などへの積極的な対応など、農地の有効活用に向けた新たな取り組みも必要になってきています。

以上の情勢と課題を踏まえ、今年度の農業委員会の活動方針として次の三本の柱を掲げ、埼玉県、所沢市、いるま野農業協同組合、農地中間管理機構などの関係機関との協働を進めながら、具体的施策の実現に向け、農業者の期待に応える活動を積極的に展開していくものです。

基本方針は、「遊休農地の発生防止・解消」、「優良農地の保全」、「担い手の確保・育成」です。

「2 平成31年度事業計画」です。「1 会議、研修会等の開催」は、「1 総会」は、「(1) 通常総会」を年1回、「(2) 総会」を年12回開催します。「2 農地利用最適化推進会議」は、偶数月に年6回を開催します。「3 地区打ち合わせ会」は、3地区に分かれて年12回開催します。

「4 研修会及び講習会」は、年間を通して実施します。

「2 基本方針に基づく主な活動」については、(1) 国や市に対する農業振興、優良農地保全施策及び農林業関係税制改正等についての意見及び要望の提出、(2) 農地利用状況調査の実施及び遊休農地指導、農地利用意向調査の実施、(3) 所沢市農地サポート事業の推進、(4) 農地パトロールの実施、(5) 農業機械情報登録事業の推進、(6) 「農委だより」の発行、(7) 新規就農者への支援、(8) 農地等の利用の最適化推進、(9) 農業者年金の普及推進、(10) 「全国農業新聞」の購読促進、(11) 農業者等との意見交換会の実施、(12) 農地及び農家に係わる情報収集の実施、(13) その他、必要な活動です。

議案第2号の説明は以上です。

議長：「議案第2号 平成31年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画(案)について」質疑に入ります。質問・意見はありますか。

委員： 異議なし。

議長： 質問・意見がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。議案第2号につきまして、原案どおり賛成の委員は挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 議案第2号につきましては、全会一致により原案どおり決定といたします。

議案第3号 平成32年度農林業関係税制改正要望事項(案)について

議長： 「議案第3号 平成32年度農林業関係税制改正要望事項(案)について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 平成32年度農林業関係税制改正要望事項(案)について」、ご説明いたします。

平成32年度農林業関係税制改正要望事項は相続税・贈与税納税猶予制度についての要望です。要望項目と要望理由を読み上げます。

要望項目は、「以下の土地を相続税・贈与税納税猶予制度の対象とすること。

- 1 循環型農業として土地利用が図られている平地林
- 2 農作業場等の農業用施設用地に利用されている農家敷地
- 3 自治体や農業協同組合等が運営主体の市民農園
- 4 所有者と同一人が経営する農地所有適格法人に使用貸借される農地
- 5 農業者年金基金法に基づいて経営継承のために後継者に使用貸借されている農地」

要望理由は、「堆肥づくり等に利用される平地林、農業用施設や農作業等に利用される農家敷地は、農業経営を維持するための重要な生産基盤である。また、農地の多面的利用や農業者年金を受給するための使用貸借は、農地を保全していくうえで大きな役目を果たしているが、これらの土地は納税猶予の適用除外とされており、相続税を納付するために他の農地を処分するなど、農業経営を行っていくうえで大きな支障となっている。よって、相続税納税猶予の適用対象とするべきである。」

議案第3号の説明は以上です。

議長： 「議案第3号 平成32年度農林業関係税制改正要望事項(案)について」質疑に入ります。質問・意見はありますか。

委員： 異議なし。

議長： 質問・意見がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。議案第3号につきまして、原案どおり賛成の委員は挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 議案第3号につきましては、全会一致により原案どおり決定といたします。

議案第4号 平成31年度所沢市農業施策に関する要望(案)について

議長： 「議案第4号 平成31年度所沢市農業施策に関する要望(案)について」、事務局より説明をお願いします。なお、この要望が議決いただけましたら、

藤本市長に要望書を提出する予定です。

事務局：「議案第4号 平成31年度所沢市農業施策に関する要望(案)について」、ご説明いたします。

「平成31年度所沢市農業施策に関する要望について」読み上げます。

「日頃から、当市の農業振興につきまして御理解、御尽力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、当市において展開されております都市近郊型農業は、消費者でもある市民に新鮮で安全安心な農産物を供給するだけでなく、生産基盤である農地が都市の中の貴重な緑地空間として市民にうるおいとやすらぎを提供し、さらには生産緑地として指定されている農地においては、災害時の避難場所になるなど、快適で安全な都市環境の創出に大きく貢献しています。

しかしながら、農業を取り巻く環境をみると、農産物価格が低迷し、将来の農業経営への不安等、ますます大変厳しいものとなっています。農業就農人口は年々減少するとともに高齢化が一段と進んでおり、農業の担い手不足は、近い将来当市農業の衰退を招くとともに、耕作放棄地の増加による都市環境の悪化につながっていくことが懸念されています。

このような状況に対応していくため、当委員会では、他市に先がけ独自に創設した「所沢市農地サポート事業」により、認定農業者等の担い手に農地の利用集積を推進しているところですが、貸し付けや売り渡しを希望する農地面積が年々増加し、経営規模拡大を希望する農業者だけでは農地の有効利用を図ることが難しい状況となっています。

これらの農地を有効に活用していくためには、市民農園、学校ファーム、福祉農園などでの利用、新規就農者の確保・育成及び企業やNPO法人の参入など、多様な農業の担い手の確保を図っていく必要があります。とりわけ、現在主力となって農業を営み、当市農業の根幹を支えている認定農業者をはじめとした農業者が将来にわたって農業を継続し、農地利用の最適化を推進していくためには、農家の生活基盤の安定化は欠かせないものです。

以上のことを踏まえ、所沢市農業委員会では、当市農業の発展に向け、市担当部局、県、いるま野農業協同組合及び農地中間管理機構等の関係諸機関と密接に連携を図りながら、全力で取り組んでいく所存です。

市長におかれましても、市内の農業者が意欲と希望をもって農業に取り組める環境の実現に向け、次の事項について必要な措置を講じられることを強く要望いたします。

1 優良農地の保全と有効活用について

- (1) 集団的優良農地の効率的な利用を図るため、生産基盤の改善の支援に積極的に取り組む。
- (2) 市内全域において、体験農場や市民農園の増設を推進する。
- (3) 農業用井戸の長寿命化を図るための補助制度を拡充する。

2 担い手の確保・育成について

- (1) 農業後継者の育成を図るための支援施策を拡充する。
- (2) 新規就農者や定年帰農者等に対し、必要な支援施策を講ずる。
- (3) 企業やNPO法人の農業への参入促進、高齢者・障がい者等が農業参画を図る「農福連携」等により、多様な農業の担い手を確保する。

3 農業振興施策の充実について

- (1) 所沢産農産物のブランド化を進めるとともに、インバウンド等にも対応できるよう積極的に情報を発信する。
- (2) 地産地消を推進するため、学校給食等への導入システムの構築や農産物直売所の充実について関係機関に働きかける。
- (3) 農業経営の安定化を図るため、農業者の所得向上に向けた新たな技術指導やスマート農業等への取り組みに対する支援や補助制度の拡充を図る。
- (4) 健全な農業経営に必要な屋外焼却について、市民等の理解が得られるよう関連部署及び関係機関との連携を図る。

議案第4号の説明は以上です。

議長：「議案第4号 平成31年度所沢市農業施策に関する要望（案）について」質疑に入ります。質問・意見はありますか。

委員：異議なし。

議長：質問・意見がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。議案第4号につきまして、原案どおり賛成の委員は挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：議案第4号につきましては、全会一致により原案どおり決定といたします。議決いただきました要望につきましては、後ほど役員により藤本市長に提出いたします。

協議事項1 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

協議事項2 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

議長：「協議事項1 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」及び「協議事項2 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」は関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

事務局：「協議事項1 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、ご説明いたします。

「Ⅰ 農業委員会の状況」は、平成31年4月1日現在の農業の概要と農業委員会の現在の体制です。

「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」は、集積目標505.9ha、集積実績525.2haでした。活動に対する評価は、目標を達成し、適切な活動の成果が表れたとしました。

「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」は、参入目標1経営体、参入実績0経営体でした。活動に対する評価は、目標に及ばなかったことから一層の強化を要するとしました。

「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」は、解消目標0.5ha、解消実績は0.7haでした。活動に対する評価は、是正活動の成果が表れたとしました。

「Ⅴ 違反転用への適正な対応」は、違反転用面積0.8ha、増減0haでし

た。活動に対する評価は、活動が抑制につながり、違反転用を未然に防ぐことができたとなりました。

「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」は、農地法第3条に基づく許可事務の処理件数は20件、うち許可件数は20件でした。農地転用に関する事務の処理件数は44件でした。農地所有適格法人からの報告は、管内の6法人から報告を受けました。情報の提供等は、おおむね適切に実施しています。

「Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」は、要望・意見等がありませんでした。

「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」は、ホームページに公表しています。

協議事項1の説明は以上です。

続きまして、「協議事項2 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」、ご説明いたします。

「Ⅰ 農業委員会の状況」は、平成31年4月1日現在の農家・農地等の概要と農業委員会の現在の体制です。

「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」は、集積面積530.2haを目標とします。「うち新規集積面積5ha」は、「所沢市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」において設定した担い手への農地利用集積目標とします。

「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」は、参入目標数を1経営体とします。

「Ⅳ 遊休農地に関する措置」は、解消面積0.5haを目標とし、「所沢市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」において設定した遊休農地の解消目標とします。

「Ⅴ 違反転用への適正な対応」は、農業委員等による農地パトロール及び啓発活動を行い、違反転用が確認された場合は是正指導を行うとします。

協議事項1及び協議事項2の説明は以上です。

議長： 「協議事項1 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」及び「協議事項2 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」質疑に入ります。質問・意見はありますか。

委員： 異議なし。

議長： 質問・意見がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。協議事項1及び協議事項2につきまして、原案どおり賛成の委員は挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 協議事項1及び協議事項2につきましては、全会一致により原案どおり決定いたします。

協議事項3 農地利用状況調査の実施（案）について

議長： 「協議事項3 農地利用状況調査の実施（案）について」事務局より説明をお願いします。

事務局： 「協議事項3 農地利用状況調査の実施（案）について」、ご説明いたし

ます。

調査期間は7月26日から8月8日です。調査員は、農業委員・農地利用最適化推進委員・農業振興課職員・農業委員会事務局職員です。事前周知は、5月中旬から、いるま野農業協同組合を通じて「農地利用状況調査の実施について」を回覧します。また、市外の所有者にも回覧と同様の内容を送付します。「広報ところざわ7月号」に周知する記事を掲載します。

協議事項3の説明は以上です。

議長： 「協議事項3 農地利用状況調査の実施(案)について」質疑に入ります。質問・意見はありますか。

委員： 異議なし。

議長： 質問・意見がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。協議事項3につきまして、原案どおり賛成の委員は挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 協議事項3につきましては全会一致により原案どおり決定いたします。

以上で本総会の全議案の審議が終了いたしました。これで、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。